

○総務省令第二十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣 松本 剛明

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(休業補償又は予後補償を行わない場合) 第二十六条の三 法第二十八条ただし書及び令第六条第三項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に收容されている場合</p> <p>附則抄 (届出等) 第五条の二 〔略〕</p> <p>2 前項の届出をする場合であつて、基金が番号利用法第十九条第八号及び第二十二條第一項の規定により情報提供ネットワークシステムを経由して当該届出に係る情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を明らかにすることができる書類を提出することを要しない。</p>	<p>(休業補償又は予後補償を行わない場合) 第二十六条の三 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に收容されている場合又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合</p> <p>附則抄 (届出等) 第五条の二 〔同上〕</p> <p>2 前項の届出をする場合であつて、基金が番号利用法第十九条第七号及び第二十二條第一項の規定により情報提供ネットワークシステムを経由して当該届出に係る情報の提供を受けることにより、当該届出に係る事実を確認することができるときは、前項に規定するその事実を明らかにすることができる書類を提出することを要しない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。